仕様書

今帰仁村環境保全直接支援事業標準仕様書総則

(1) 造林事業は計画書、契約書、図面及び沖縄県造林指針及び造林事務必携・複層林施行指針・育成天然林整備の手引きに定めるもののほかこの仕様書により施行するものとする。

(2) この仕様書に定めないもの、またこれによりがたいときは監督員の指示を受けるものとする。

1 樹下植栽等

1-1 地拵

地拵に当たっては、次の各号によるものとする。

(1) （時期）地拵の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。

(2) （有用樹種）全刈りを原則とするが、区域内に生育する有用樹種は監督員の指示に従い残在すること。

(3) （リュウキュウチク、雑草について）区域内にある笹、リュウキュウチク、雑草等は地際から刈払うこと。

(4) （立木及びかん木について）区域内にある立木及びかん木については、指定するもの以外は地際から伐倒すること。

(5) （伐倒木の取り扱い）伐倒または刈払いした立木、雑草並びに間伐、主伐時に残された枝等は、細分処理し、植栽に支障とならないように次の事項により筋状に集積しなければならない。

① 集積の方向は、ほぼ等高線沿いとすること。

② 集積高は 1.5m を限度に地況、風向き等の気象条件を勘案の上決定すること。また、集積幅は植栽列間隔以下とすること。

③ 集積間隔は、植栽列 2 列以上とすること。

④ 集積筋の下段には、杭を打つか、立木の刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。

(6) （植栽地）植栽地については、設計図書に示す以外に次の事項の個所が含まれる場合の立木、雑草等の伐倒または刈払いは、監督員の指示を受けなければならない。

① 岩石地、せき悪地、湿地等の更新困難地

② 崩壊地又は崩壊の恐れがある地域

③ その他特別な理由のため必要な地域

(7) （薬剤の利用）

薬剤の使用は、原則として認めない。但し、別に定める仕様書により指定される場合は、特に第三者に被害を与えないよう留意し使用しなければならない。

(8)（提出物）

地拵終了時には、監督員の検査または、写真等の資料を提出し、指示を受けなければならない。

1-2 植栽

植栽に当たっては、次の事項によるものとする。

(1)（苗木の受け入れ）

苗木の受け入れに際し、樹種・品質・規格並びに本数を確認しなければならない。

(2)（植栽時期）

時期について、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。

(3)（植え付け配列）

植栽指定のない場合の植え付け配列は、案内棒などを使用し、苗間及び列間がほぼ均等になるように植え付けなければならない。

(4)（植え付け位置）

岩石等により、所定位置に植え付けできない場合には、等高線方向あるいは、上下方向のいずれかに移動して、所定の本数を植え付けなければならない。

(5)（苗木の運搬）

植栽地に運搬する苗木の数量は、その日の工程を考慮し過剰にならないようにするとともに、運搬後直ちに束を緩めて刈植を行い、むしろ等で覆い、直射日光や風にさらさないようにしなければならない。また、苗木の運搬に当たっては、苗木袋を使用する等、根の保護に努めなければならない。

(6)（苗木の携行）

苗木を携行するときには、根を露出させないように必ず苗木袋を使用しなければならない。

(7)（植栽方法）

植栽方法は次の事項による。

① 植栽位置を中心に周囲の落葉、落枝、雑草等を除き、鍬をまんべんなく打ち込んで土を柔らかくすること。

② 植穴及びその周りの地表の腐食層を含んだ肥土を掘り起こし、集めること。

③ 植穴は、径、深さを所定の規模に掘り耕し、石礫、根株等の有害物を除去し、掘り耕した優良土を穴のそばに置くこと。

除去及び移動が困難な有害物がある場合は、植穴を上下左右適当な個所にずらすこと。

④ 植穴の底に肥土を入れ、中高になるようにし、その上に苗木を入れ根茎をできるだけ自然の状態に広げること。

また、集めておいた優良土を苗木の根にかけて、浅植えにならないよう注意しながら、苗木を揺り動かし根の間に土が十分に密着するようにして踏みつけること。

⑤ 苗木を植え終わったら、地際より苗木の周辺が幾分高くなるよう踏み固め、その上に乾燥を防ぐために、落葉、落枝をかぶせること。

⑥ まきつけ床については、まきつけ粒数は、作業着手前に監督員の指示を受けることとし、まきつけ床は傾斜地に作ること。

(8) （作業の一時中止）

植え付け作業中、乾燥日が続く、または乾風の強い時などで植え付け後の活着が危ぶまれるときは、一時作業を中止し、監督員の指示を受けること。

1-3 仮植

仮植に当たっては、次の各号によるものとする。

(1) （箇所）

仮植地は植栽予定地の近くで、風当たりの少ない日陰、適湿な場所で雨水の停滞しない場所を選定しなければならない。

(2) （施業方法）

① 仮植地は事前に耕転しておくこと。

② 苗木の根が重ならないよう並べ、幹の 1/3～1/4 を覆土し、踏みつけた後、再び土で覆い、乾燥を防ぐため落葉等で日陰をつくる。

③ 仮植地は常に巡視して、管理に万全を期すること。

④ 長日数仮植をしておく場合は、適時潅水等、適切な措置を講ずること。

2 委託代金額を変更する場合の請負比率の適用

事業内容または、数量等に変更が生じ委託代金額の変更が生じた場合、協議の対象となる変更委託代金額は、本事業の変更設計額に本事業の請負比率を乗じた額（請負相当額）と変更消費税額を加えた額とする。

委託代金額（変更）＝設計金額（変更）× 請負比率 ＋ 変更消費税額
請負比率 ＝ 当初契約額（消費税込み）÷ 当初設計額（消費税込み）

3 不発弾事前探査

本業務の施工範囲は別途業務で磁気探査を実施する予定である。本業務において植栽を行う前に、当該範囲について探査を実施するので、本業務の受託者は、探査により施工の安全が確認された範

囲から監督員の了解を得て植栽作業に着手することとする。そのため、別途業務の磁気探査業務受託者と工程調整等も含め連絡を蜜に行うこと。